

令和4年8月19日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会

付議案件

議案

資料①

番号	件 名	主管課	
1	山口県いじめ問題調査委員会委員の任命について	学校安全・ 体育課	p 2

報告事項

番号	件 名	主管課	
1	令和5年度山口県立学校職員（実習助手・寄宿舎指導員）採用候補者選考試験の実施について	教職員課	p 6

山口県いじめ問題調査委員会委員の任命について

山口県いじめ問題対策協議会等の設置に関する条例（平成26年山口県条例第27号）第2条第3項の規定に基づき、山口県いじめ問題調査委員会の委員を別紙のとおり任命する。

令和4年（2022年）8月19日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県いじめ問題調査委員会委員(案)

【委員】

	氏名	所属・役職名等	区分	推薦団体等・略歴等	備考
1	春日由美	山口大学教育学部 准教授	学識経験者	山口大学教育学部推薦 山口中央高校・山口市立白石中学校分教室スクールカウンセラー	再任
2	中嶋善英	中嶋法律事務所	弁護士	山口県弁護士会推薦 山口県弁護士会子どもの権利委員会委員長 山口県FRアドバイザー	再任
3	茶川治樹	岩国市医療センター医師会 病院	医師	山口県医師会推薦 山口県医師会常任理事 認定こども園むろのき園医	再任
4	中山浩行	山口県公認心理師協会	臨床心理士	山口県公認心理師協会推薦 下関市教育委員会カウンセリングアドバイザー	再任
5	杉山美羽	山口県社会福祉士会 理事	社会福祉士	山口県社会福祉士会推薦 認定NPO法人山口せわやきネットワーク職員 山口県子育て文化審議会委員	再任
6	原田茂樹	山口県人権擁護委員連合会 子ども人権委員会委員長	人権擁護委員	山口県人権擁護委員連合会推薦 山口県保護区保護司 山口県いじめ問題対策協議会 「ネットワーク会議」委員	再任

※ 委員数6名、任期2年 [令和4年9月1日～令和6年8月31日]

山口県いじめ問題対策協議会等の設置に関する条例（原文縦書き）

（山口県いじめ問題対策協議会）

第一条 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）第十四条第一項の規定に基づき、山口県いじめ問題対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、山口県教育委員会及び学校、市町の教育委員会、児童相談所、地方法務局、県警察その他の山口県教育委員会（以下単に「教育委員会」という。）が指定するいじめの防止等（法第一条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）に関係する機関及び団体をもって構成する。
- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

（山口県いじめ問題調査委員会）

第二条 いじめの防止等のための対策に関する重要事項についての調査及び審議並びに県立学校において発生した法第二十八条第一項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関する事務を行わせるため、教育委員会の附属機関として、山口県いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

- 2 調査委員会は、委員九人以内で組織する。
- 3 前項の委員は、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。
- 4 前三項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（山口県いじめ調査検証委員会）

第三条 法第二十八条第一項の規定による調査の結果（法第三十条第一項又は法第三十一条第一項の規定により知事に報告された重大事態に係るものに限る。）いじめ調査検証委員会（以下「検証委員会」という。）を置く。

- 2 検証委員会は、委員五人以内で組織する。
- 3 前項の委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 前三項に定めるもののほか、検証委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

平成二十六年山口県教育委員会規則第八号（原文縦書き）

山口県いじめ問題調査委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県いじめ問題対策協議会等の設置に関する条例(平成二十六年山口県条例第二十七号)第二条第四項の規定に基づき、山口県いじめ問題調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

3 前二項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため臨時に任命された委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第三条 委員会に、委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第五条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議に準用する。

7 委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

(秘密保持義務)

第六条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、教育庁学校安全・体育課において処理する。

(その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

報告事項 1

令和 5 年度（2023年度）山口県立学校職員（実習助手・寄宿舎指導員）採用候補者選考試験の実施について

教職員課

1 選考区分、志願区分、採用見込者数及び職務の概要

職種	選考区分	志願区分	採用見込者数	職務の概要
実習助手	一般選考	普通教科	1人程度	普通教科の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
		機械系	1人程度	工業の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
		電気系	1人程度	
		化学工業系	1人程度	
	障害者を対象とした選考	一般選考の志願区分と同じ	1人程度	一般選考の「職務の概要」と同じ
寄宿舎指導員			1人程度	特別支援学校の寄宿舎における児童、生徒の日常生活上の世話及び生活指導（食事、入浴等日常生活全般に関する指導）に従事する（夜間勤務有り）。

2 受験資格

昭和 38 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までに生まれた者
実習助手（工業）については、別に資格要件が必要

3 志願書類等の受付期間

令和 4 年 8 月 24 日（水）から 9 月 12 日（月）まで

4 試験の期日・場所

- (1) 期日 令和 4 年 10 月 30 日（日）
- (2) 場所 山口県セミナーパーク

5 試験の内容

- (1) 実習助手（普通教科）・寄宿舎指導員
教養試験、小論文、面接、適性検査
- (2) 実習助手（工業）
教養試験、専門教科試験、面接、適性検査

6 採用候補者名簿登載予定者の発表等

- (1) 日時 令和 4 年 11 月 30 日（水）午前 9 時
- (2) 内容 採用候補者名簿登載予定者の受験番号を掲載
- (3) 場所 山口県庁エントランスホール
山口県教育委員会の教職員課の web ページ

**令和5年度（2023年度）山口県立学校職員
(実習助手・寄宿舎指導員)採用候補者選考試験実施要項**

山口県教育委員会

1 目的

この選考試験は、令和5年度（2023年度）における山口県立学校の実習助手及び寄宿舎指導員として採用を志願する者について、その採用に当たっての選考資料とするために実施するものです。

2 選考区分、志願区分、採用見込者数及び職務の概要

試験は、次の表のとおり行い、1つの職種、選考区分及び志願区分に限り受験できます。

職種	選考区分	志願区分	採用見込者数	職務の概要
実習助手	一般選考	普通教科	1人程度	普通教科の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
		機械系	1人程度	工業の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
		電気系	1人程度	
		化学工業系	1人程度	
	障害者を対象とした選考	一般選考の志願区分と同じ	1人程度	一般選考の「職務の概要」と同じ
寄宿舎指導員			1人程度	特別支援学校の寄宿舎における児童、生徒の日常生活上の世話及び生活指導（食事、入浴等日常生活全般に関わる指導）に従事する（夜間勤務有り）。

3 受験資格

- (1) 昭和38年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者が受験できます。
- (2) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者が受験できます。
- (3) 下記の志願区分については、次の資格要件が必要です。

志願区分	資格要件
実習助手（工業）	高等学校（高等専門学校を含む。）、短期大学、専修・各種学校等において工業に関する学科を修めて卒業・修了した者又は令和5年3月31日までに卒業・修了見込みの者（高等学校教諭普通免許状（工業）を取得している者及び令和5年3月31日までに同免許状を取得見込みの者を除く。）

- (4) 障害者を対象とした選考は、上記(1)～(3)に加え、次の要件を満たす者が受験できます。
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者

4 出願方法及び提出書類

(1) 出願方法

インターネット（電子申請）による出願を原則とします。

ただし、インターネットによる出願が困難な場合に限り、郵送を認めます（最終面「試験に関するお問い合わせ先」に連絡してください）。

出願方法	注意事項
インターネット（電子申請）	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス先： 山口県教育庁教職員課のウェブページ（学校職員採用試験ページ） https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/178/165713.html ・受付期間： 令和4年8月24日（水）～9月12日（月） ・受付時間： 8月24日（水）午前9時～9月12日（月）午後5時までに到達したものに限り受け付けます。 なお、受付期間中（受付初日及び最終日を除きます。）は原則として24時間いつでも受け付けています。 ・備考： （1）画面上の出願手続及び利用上の注意をよく確認の上、申し込んでください。 （2）提出書類の出願時に提出するもののうち、自己推薦票（出願時に電子データを添付）以外の書類については、インターネットによる出願を行った上、別途郵送してください。郵送の方法は、郵送による出願と同様です。
郵送	<ul style="list-style-type: none"> ・提出先： 山口県教育庁教職員課（〒753-8501 山口市瀬町1番1号） ・提出期間： 令和4年8月24日（水）～9月12日（月）（9月12日の消印のあるものまで有効です。9月9日以降に発送する場合には、速達にしてください。） ・備考： 簡易書留とし、封筒の表に「学校職員志願書類在中」と朱書きしてください。 ※ 郵便以外の方法で送付された場合は、9月12日までに発送したことが証明できる書類の提出を求める場合があります。

- (2) 提出書類 (○印のある書類を整えて提出してください。なお、○に()が付記されている場合は該当者のみです。)
 ア 出願時

提出書類	インターネット(電子申請)の場合	郵送の場合
学校職員採用志願書	△	○ (所定の様式を使用すること。)
受験票	△	×
自己推薦票	△	○ (所定の様式を使用すること。)
通常はがき※63円 (受験番号等の通知用)	×	○ 表に住所、氏名及び郵便番号を明記すること
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の写し(障害者を対象とした選考志願者のみ)	(○) 別途郵送のこと	(○)
合格証書の写し(ICT活用能力所有者のみ)	(○) 別途郵送のこと	(○)

※ △印についてはインターネットにより電子データを提出

イ 試験当日

提出書類	インターネット(電子申請)の場合	郵送の場合
整理票	○ 受験票と同様、事前にダウンロードし、受験票と同じ写真を貼付した上で持参すること	○ 通常はがき(受験票)に記載されている受験番号を所定の位置に記入し、受験票と同じ写真を貼付した上で持参すること
健康状態確認票	○	○

(3) 障害者への対応

障害等のある志願者で、受験上の配慮や採用後の配慮を希望する場合は、志願書の指定欄に記載とともに出願時に申し出てください(配慮希望の申し出方法等については、山口県教育庁教職員課のウェブページを確認してください)。障害の状態等に応じて必要な配慮について、志願者と話合いの上、決定します。ただし、内容によっては配慮できない場合もあります。

受験上の配慮例：問題・解答用紙の文字の拡大、試験時間の延長 等

採用後の配慮例：可能な範囲での設備改修 等

(4) その他

ア 志願書類受付後の職種、選考区分及び志願区分の変更は、認めません。

イ 受験票は10月上旬にダウンロード可能となります。郵送の場合は10月上旬に郵送します。

5 試験の期日、場所及び日程

- (1) 期 日 令和4年10月30日(日)
 (2) 場 所 山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島1062
 (3) 日 程

8:50 ~ 9:30	受付	
9:30 ~ 9:40	諸連絡	
9:40 ~ 10:40	適性検査	
10:50 ~ 11:50	教養試験	
11:50 ~ 12:35	昼食	
12:35 ~ 13:35	【実習助手(普通教科) 【寄宿舎指導員】 小論文】	【実習助手(工業) 専門教科試験】
13:50 ~ 17:30	面接	

※ 時間については受験者数により変動する場合があります。

6 試験の内容、評価の視点及び評価方法並びに選考方法

(1) 試験項目、試験内容及び評価の視点

【実習助手(普通教科)・寄宿舎指導員】

試験項目	試験内容	評価の視点
教養試験	一般教養(高等学校卒業程度)	公務員として必要な一般的知識及び教養
小論文	指定した課題による小論文	職務に対する意欲及び適性等
面接等	個人面接及び適性検査	職務に対する意欲及び適性、人間性、人権意識、倫理観等

【実習助手（工業）】

試験項目	試験内容	評価の視点
教養試験	一般教養（高等学校卒業程度）	公務員として必要な一般的知識及び教養
専門教科試験	志願区分の専門に関する試験（高等学校卒業程度）	職務の遂行に必要な基本的知識、理解及び技能
面接等	個人面接及び適性検査	職務に対する意欲及び適性、人間性、人権意識、倫理観等

(2) 評価方法

試験項目	評価方法
教養試験、専門教科試験	各試験における得点で評価
小論文、面接等	5段階で評価

(3) 選考方法

各試験項目の評価結果をもとに、出願時の提出書類等を総合的に判断しながら、人物を重視した選考を実施します。

(4) 選考に当たっての考慮事項

実習助手の採用候補者選考に当たっては、次の点を考慮します。

ICT活用能力所有者	独立行政法人情報処理推進機構が実施する次のいずれかの試験に出願締切日（9月12日（月））までに合格していること ① ITパスポート試験 ② 基本情報技術者試験 ③ 応用情報技術者試験
------------	--

※ 合格証書の写しを出願時に提出すること

7 試験当日の提出書類及び携行品

(1) 試験当日の提出書類

健康状態確認票（山口県教育庁教職員課のウェブページからダウンロードしてください。）

(2) 携行品

筆記用具（H B の鉛筆、黒のボールペン、定規）、昼食（当日は山口県セミナーパーク内の食堂も利用可。）を持参してください。

実習助手（工業）の志願者は、関数電卓（音及び記録紙の出ないもの。周期表に関係する機能のないもの。）を持参してください。

なお、適性検査については、シャープペンシルは使用できません。

8 採用候補者名簿登載予定者の発表等

選考試験結果の発表	日時：令和4年11月30日（水）午前9時 内容：採用候補者名簿登載予定者の受験番号を掲載します。 場所：山口県庁エントランスホール 山口県教育庁教職員課のウェブページ
選考試験結果の通知	期日：令和4年11月30日（水）発送 内容：合格（採用候補者名簿登載予定）又は不合格（不登載）を受験者全員に通知します。 なお、不合格者については以下の①、②の内容を加えて通知します。 ① 3段階に区分した総合評価ランク (不合格者全体をおおよそ3等分して成績上位からA、B、Cとします。) ② 3段階に区分した各試験項目ごとの評価ランク (各試験の得点率により高得点からa、b、cとします。)

9 採用候補者名簿登載予定者に対する留意事項

(1) 採用候補者名簿登載予定者には、健康診断書（必要に応じて胸部X線写真のフィルム又はCDデータの提出を求めることがあります。）及び地方公務員法第16条に規定する欠格条項の該当の有無について確認を行うために必要な書類の提出を求めます。その他の提出書類についても、選考結果と同時に通知します。

(2) 「3 受験資格」を満たしていないことが判明した場合は、採用候補者名簿に登載しません。

(3) 「3 受験資格」に示す資格要件を満たす見込みの者が、令和5年3月31日までに要件を満たさない場合は、採用候補者名簿に登載しません。

(4) 採用については、採用候補者名簿登載予定者を採用候補者名簿に登載し、採用候補者名簿に登載された者の中から必要に応じて決定します。

10 試験問題及び解答例の公表

(1) 期日 令和4年11月10日（木）以降

(2) 場所 情報公開センター（山口県庁1階）

(3) 公表内容 教養試験及び専門教科試験の問題・解答例、小論文テーマ

1.1 その他

- (1) 出願後、連絡場所を変更した場合又は就職その他の事情により志願を取り消す場合には、必ずその旨を山口県教育庁教職員課に連絡してください。
- (2) 受験のための宿泊等の斡旋は行いません。

[参考 初任給] 給与は、各人の経歴等によって多少異なりますが、おおむね次のとおりです。

(令和4年4月1日現在)

職種	実習助手・寄宿舎指導員		
学歴	高校卒	短大卒	大学卒
初任給	175,628円	196,346円	218,827円

義務教育等教員特別手当及び地域手当を含みます。その他、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

試験実施に関する緊急連絡事項がある場合は、山口県教育庁教職員課のウェブページにおいてお知らせしますので、隨時、御確認ください（悪天候による延期等も、同ウェブページでお知らせします）。

<新型コロナウイルス感染症等への対応について>

受験に当たっては、以下の点に留意してください。

1 マスクの着用

試験当日は、感染予防のため、マスクの持参・着用をお願いします。

2 手指消毒、体温測定及び健康状態の確認

会場への入場の際、手指のアルコール消毒、体温測定、健康状態確認票の提出に御協力ください。

※ 健康状態確認票は、山口県教育庁教職員課のウェブページに掲載しています。プリントアウトの上、試験日当日の朝、必要事項を記入して持参してください。

3 試験室の換気

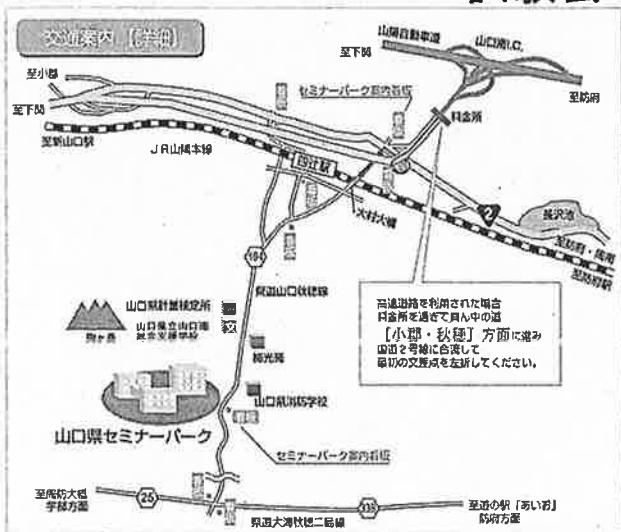
試験室の換気のため、窓やドアを開ける場合がありますので、室温の高低に対応できるよう服装に注意してください。

4 体調不良の方

新型コロナウイルス感染症など（学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症）に罹患し治癒していない方、保健所から「濃厚接触者」として判断され、自宅待機を要請されている方、また、①発熱、②軽度であっても咳などの風邪症状が続く、③強いだるさ（倦怠感）、④息苦しさ（呼吸困難）等のいずれかの症状があつて新型コロナウイルスの感染が疑われる方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えていただくようお願いします。

なお、これを理由とした欠席者向けの再実施は予定しておりません。

試験会場案内図



交通の案内

○公共交通機関

JR山陽本線

新山口駅から約10km
(タクシー約15分)

JR山陽本線

四辻駅から約3km
(タクシー約5分)

セミナーパークへのバスの運行便はありません。

○自家用車

山陽自動車道

山口南インターチェンジから車で約10分
中国自動車道
小郡インターチェンジから車で約25分

試験に関するお問い合わせ先

山口県教育庁教職員課

TEL083-933-4624

〒753-8501 山口市滝町1番1号 《ウェブページアドレス》

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/kyouiku/26291.html>



